

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	大津市ふれあいプラザホール等の利用料金の減免		
根 拠 法 令 名	大津市ふれあいプラザ条例（平成 9 年条例第 4 1 号）	(条項)	第 6 条
基 準 法 令 名	大津市ふれあいプラザ条例（平成 9 年条例第 4 1 号）	(条項)	第 6 条
所 管 部 署	健康福祉部福祉政策課		
標 準 処 理 期 間	2 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内 容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[ホール等の利用料金の減免基準]</p> <p>大津市ふれあいプラザ条例第 6 条の規定に規定する「市長が特別の理由があると認めるとき」として次の各号のいずれかに該当した場合に減免するものとし、その場合にはいずれも利用料金の全額を免除するものとする。</p> <p>(1) 本市又は本市の執行機関の主催又は共催に係る行為をする場合 (2) 本市の福祉の行政目的の達成に資すると認められる団体が当該目的を達成するための行為をするとき。 (3) その他市長が必要と認めたとき その都度市長が定める額</p> <p>なお、第 2 号中「本市の福祉の行政目的の達成に資すると認められる団体」とは、次に掲げる団体とする。</p> <p>(1) 社会福祉法人大津市社会福祉協議会 (2) 大津市老人クラブ連合会 (3) 社会福祉法人大津市社会福祉事業団</p> <p>参 考 [根拠法令・基準法令] 大津市ふれあいプラザ条例 (利用料金の減免) 第 6 条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。